

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 育児休業の承認を受けた会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することにしました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)